

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成21年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成21年度予算に比較して1%以上の削減を図る。
 - ① 恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び環境整備に努める。
 - ② グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。
 - ③ 各事業に係る経費（旅費、消耗品費、会議費等）について随時見直し、業務の効率化を進める。
- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。
- 3 独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行う。
- 4 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進することとする。
 - ① 機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
また、内部監査、第三者（監事等）及び契約監視委員会により、契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行う。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

- (1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、次の組織を運営するために必要な大学関係者及び学識経験者等の参画を得る。
 - ① 評議員会
 - ② 運営委員会
 - ③ 大学機関別認証評価委員会
 - ④ 短期大学機関別認証評価委員会
 - ⑤ 高等専門学校機関別認証評価委員会
 - ⑥ 法科大学院認証評価委員会
 - ⑦ 国立大学教育研究評価委員会
 - ⑧ 学位審査会

- (2) 平成21年度の各事業の業務実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、年度計画の項目ごとに業務実績を取りまとめ、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映し、業務実績報告書を作成・公表する。

さらに、平成22年度の各事業の業務実績に係る自己点検・評価を円滑に実施するために年度計画に対する達成状況調査を行い、業務の適切な実施を確認し、職員の業務の進行管理に対する意識を高める。

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等の評価の最終的な確定作業を行う。また、次期評価に向けた評価方法を検討する。

ア 評価体制の整備等

- 国立大学教育研究評価委員会の下に達成状況判定会議、現況分析部会を設置し、それぞれの評価目的や評価対象を考慮し、適切な評価担当者の配置を行う。
- 各評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価の目的、内容、方法等について十分な研修を行う。

イ 評価の実施

- 達成状況判定会議においては、国立大学法人等の教育研究等の質の向上に係る中期目標の達成状況について、書面調査と大学情報データベースの情報等により分析を行い、評価報告書の原案を作成する。
 - 現況分析部会においては、評価の対象となる学部・研究科等の現況について、書面調査と大学情報データベースの情報等により分析を行う。また、学部・研究科等の研究業績の水準について、判定を行う。
 - 各評価担当者に対し、各国立大学法人等から提出される実績報告書等とともに、大学情報データベースの情報を評価担当者に提供する。
 - 評価報告書は、国立大学教育研究評価委員会で決定し、当該国立大学法人等及び文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表する。
- ウ 第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、実施要項を作成する。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

- ① 当該年度2回(4月期と10月期)の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及び学修成果の提出を求め、修得単位の審査の基準を満たしているか、学修成果が学士の水準に達しているか、さらに学修成果の内容が申請者の学力として定着しているかについて審査の上、総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知する。判定の結果、学士としての水準を有していると認められる者に対しては学位を授与する。
- ② 不合格者に対して、必要に応じ、不合格理由をより詳細に通知するなど、透明性・客観性に配慮しつつ審査を行う。
- ③ 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展、大学における教育の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本機構が定める専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直し、整備する。
- ④ 申請者の意見を踏まえた「新しい学士への途」の改正や、申請方法の電子化の推進、試験会場の増設など、申請者にとっての利便性の向上に資する方策について、事業の円滑な実施と業務の効率化とのバランスを踏まえつつ検討し、必要なものから実施する。
- ⑤ 身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備するなど、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。
- ⑥ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大

学教育に相当する水準であるかなどの観点で審査を行い、年度内に当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。

- ⑦ 既に認定を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準を維持していることを担保するために、当該年度の審査対象専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。
- ⑧ 専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。
- ⑨ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者を審査委員に委嘱し審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図る。
- ⑩ 学士の学位授与業務の改善等に資することを目的として、学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

- ① 省庁大学校の課程の認定申出については、当該課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、年度内に当該課程の設置者に対して認定の可否を通知する。
- ② 既に認定を受けた課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準を維持していることを担保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。
- ③ 当該年度の省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対して申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学士の水準を有していると認められる者に学位を授与する。また、修士及び博士については規則に定められた期間内に単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。
- ④ 課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。
- ⑤ 申請者に係る審査及び課程の認定等の審査を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図る。

4 調査及び研究

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究

- ① 大学評価システムの検証と開発に関する研究
 - ・ 評価方法の適切性や評価結果の妥当性をメタ評価する方法、基準、体制に関して海外動向等の調査を行う。
 - ・ 認証評価や国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動などに関する評価について、評価者や対象校に対するアンケート調査や評価結果などの分析を行い、評価システムの適切性の検証を行うとともに、評価基準等の精緻化に関する調査研究を行う。
- ② 大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究
 - ・ 評価の質向上のための思考支援方法や体制について営利企業、非営利組織が活用している各種経営手法の適用可能性や課題の実際について、大学等の実態調査を踏まえ、明らかにする。
 - ・ 教員の活動に関する多角的な評価方法について、海外の先進的な手法を調査・紹介し、その可能性及び効果について検討を行う。
- ③ 大学評価に必要な情報の確立に関する研究
 - ・ 大学情報データベースや根拠資料等の定量的・定性的情報の分析を行い、指標の活

用や評価の省力化の可能性を研究する。また、大学内での評価情報の効率的な利用促進のため、IR専門職の確立に必要な情報を収集し提供するとともに、学習成果アセスメント等の手法についての研究を行う。

(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究

① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究

ア 学位・単位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向を把握するとともに、学位授与に必要とされる学習の要件と体系性を検討するための基礎となる研究を行う。

イ 学位取得後1年及び5年を経過した者に対するアンケート調査を実施し、現行制度の現状と機能を把握する。また科目分類支援システムにおける学習機能のさらなる洗練化を図る。

② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究

ア 複数の高等教育機関において取得された単位の累積に基づいて学位を授与するシステムと、単位互換制度等それを支援する仕組みに関する調査研究を行う。

イ 国内外における大学外の高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学の単位として認定する方法について調査研究を行う。

(3) 研究成果の公表等

① 学術誌『大学評価・学位研究』を年に1回以上発行し、関係高等教育機関へ送付する。また、投稿された論文等をウェブサイトに掲載し、外部に公表・提供する。

② 科学研究費補助金など外部資金の獲得及び適正な執行支援のため、研究者に対し説明会等を開催する。

③ 機構の業務の推進に資することを目的とした「海外派遣制度」に基づき、研究者の派遣の支援を行う。

5 情報の収集、整理、提供

(1) 大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供

① 大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内外の評価に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 平成20年度に作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」、「高等教育に関する質保証システムの概要（日本版）」等の資料を提供するとともに、諸外国の「高等教育分野における質保証システムの概要（各国版）」を順次作成する。また、学位の質保証等の情報等を収集・整理し、提供する。

「国際的な大学連携プログラムの質保証に関する調査研究」に関しては調査研究を実施し情報収集・提供等を行う。

③ 大学等や評価担当者の負担の軽減と機構の評価業務の効率化のため、大学情報データベースの公私立大学への拡大と情報の公開、認証評価への活用に向けた検討を行う。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究活動等の評価への活用に向け、データ項目を中心としたシステム改良について検討を開始する。

④ ア 広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、評価事業に関する情報を提供する。

イ 情報の提供に必要な環境を整備する。

ウ ウェブサイトのアクセス件数を調査・分析する。

(2) 大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供

① 大学等で行われている学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

- ② 「平成22年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成22年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。
- ③ ア 広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、学位授与事業に関する情報を提供する。
 - イ 情報の提供に必要な環境を整備する。
 - ウ ウェブサイトのアクセス件数を調査・分析する。

6 認証評価

(1) 大学、短期大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価

- ① 評価体制の整備等
 - 大学、短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。
 - この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。
 - また、評価基準の改定を行うとともに大学の機能別に応じた評価や学部等の教育研究上の組織を単位とする分野別評価の実施に向けた検討を行う。
- ② 評価の実施
 - 申請を受け付けた大学、短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学、短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。
- ③ 評価の受付
 - 平成23年度に実施する評価について、大学、短期大学、高等専門学校から評価の申請を受け付ける。
- ④ 評価結果の検証等
 - 平成21年度に評価を実施した大学、短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施する。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行う。

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

- ① 評価体制の整備等
 - 法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。
 - この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。また、評価基準の改定を行う。
- ② 評価の実施
 - 申請を受け付けた大学の法科大学院について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該法科大学院を置く大学に提供し、並びに公表する。
- ③ 評価の受付
 - 平成23年度に実施する評価について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。
- ④ 評価結果の検証等
 - 平成21年度に評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施する。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行う。

7 その他上記の業務に附帯する業務

(1) 評価文化の定着と評価に携わる人材の育成

- ① 国内の評価機関等との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整及び連携・協力を行う。
- ② 大学等の評価関係者等の育成を図るため、大学等の評価関係者等に対する研修等を行う。

(2) 国際的な質保証に関する活動

国際的な質保証ネットワーク及び国際機関等の行う会議等に積極的に参加するとともに、海外の質保証機関等と質保証に関する連携協力による活動を行う。

特に、日中韓における質保証の連携を緊密にすると共に質保証の国際会議開催を通してアジアにおける質保証の連携強化を図る。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の削減

国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。また、その影響額等も見通した上で、平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね5%以上削減する。

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 6億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

機構の決算において、剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

平成22年度 予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	1,755
大学等認証評価手数料	91
学位授与審査手数料	106
その他	8
計	1,960
支出	
業務等経費	1,413
うち 人件費（退職手当を除く）	871
物件費	518
退職手当	24
大学等評価経費	91
学位授与審査経費	106
一般管理費	349
うち 人件費（退職手当を除く）	210
物件費	132
退職手当	7
計	1,960

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。

平成22年度 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	1,968
経常費用	1,968
業務等経費	1,389
大学等評価経費	91
学位授与審査経費	106
一般管理費	339
減価償却費	43
財務費用	0
収益の部	1,968
運営費交付金収益	1,720
大学等認証評価手数料	91
学位授与審査手数料	106
資産見返物品受贈額戻入	7
資産見返運営費交付金戻入	36
雑収入	8
純利益	0
総利益	0

平成22年度 資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	1,960
業務活動による支出	1,925
投資活動による支出	35
財務活動による支出	
次期中期目標期間への繰越金	
資金収入	
業務活動による収入	1,960
運営費交付金による収入	1,755
その他の収入	205
投資活動による収入	
財務活動による収入	
前期中期目標期間よりの繰越金	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しない。